

令和 7 年 7 月 1 0 日

長野県知事 様

## 令和 7 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画書を提出します。

|              |                                                                                           |                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 協定期間         | 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日                                                        |                         |
| 会 社 名        | 株式会社 常富興業                                                                                 |                         |
| 住 所          | 〒391 - 0012<br>長野県茅野市金沢 4 2 1 5 - 4                                                       |                         |
| 代 表 者 名      | 代表取締役 朝 岡 賢 一 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>             |                         |
| 業 種          | 製造業 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">建設業</span> |                         |
| 処 理 施 設      | 施設名                                                                                       | 所 在 地                   |
| 所 在 地        | 坂室中間処理場                                                                                   | 長野県茅野市宮川竹原 7 2 1 0 - 1  |
| (処理施設を有する場合) |                                                                                           |                         |
| 担 当 部 署      | 開発事業部                                                                                     |                         |
| 担 当 者 名      | 稲田英樹                                                                                      |                         |
| 連 絡 先        | T E L                                                                                     | 0 2 6 6 ( 7 2 ) 0 9 6 6 |
|              | F A X                                                                                     | 0 2 6 6 ( 7 2 ) 9 5 9 1 |
|              | 電子メールアドレス                                                                                 | h-inada@tsunetomi.co.jp |
| ホームページアドレス   | http://www.tsunetomi.co.jp                                                                |                         |

## 1 産業廃棄物 3 R 実践方針

1. 法令・規則を遵守して、地域の環境保全に貢献する。
2. 工事現場における環境影響の軽減に努め、環境を保全するため真摯な姿勢で取り組み、騒音・振動・大気・水質について、地域住民の生活環境に影響が及ばぬよう対策を講じ実践する。
3. エネルギーの過剰な消費を抑制し、エコロジーを積極的に推進して地球温暖化抑制対策に貢献する。
4. 資源の効率的な利用を促進するため、リサイクル製品を積極的に利用して資源リサイクルの向上に取り組む
5. 産業廃棄物 3 R 実践協定の推進のため、産業廃棄物処理に関する意識の向上を図り実践する。

## 2 排出抑制、リサイクルのための目標値及び過年度実績値

|                                     | 7 年度目標値       | 6 年度実績値       | 5 年度実績値       | 4 年度実績値       |
|-------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総排出量の推移<br>(t・kg・m <sup>3</sup> )   | 1, 135. 00    | 986. 54       | 1, 497. 31    | 1, 360. 305   |
| リサイクル量の推移<br>(t・kg・m <sup>3</sup> ) | 1, 110. 00    | 965. 15       | 1, 417. 61    | 1, 321. 960   |
| 売上高の推移<br>(円)                       | 430, 000, 000 | 320, 000, 000 | 415, 000, 000 | 317, 000, 000 |

### 3 排出抑制、リサイクルのための取組内容

産業廃棄物処理責任者においては、常に役員が全体の管理を担い、排出事業所の現場責任者に廃棄物の管理・分別の徹底を指示し廃棄物の適正処理の指揮を執る。

情報公開はホームページから随時発信し廃棄物の処理状況を公開する。

産業廃棄物処理施設の地域への公開は毎年4月に地元区の依頼により行われており、施設設置場所の水質検査も年1回行いその結果を地元区に報告している。

従業員教育については毎月1回の全体協議会において、廃掃法、廃棄物処理全般、廃棄物の収集運搬、委託契約等について広く教育を行っています。

不適正処理を発見した場合は速やかにその内容を監督官庁に届け出ることを徹底しており、排出事業所の周辺での監視は常時行っています。

建設工事における擁壁の取り壊しや工作物の撤去・排水路等の撤去、道路舗装工事の舗装剥ぎ取り（一部は切削によるもの）に伴い排出されるがれき類（CO 殻 AS 殻）については、リサイクルが容易に出来るように分別を徹底し、併せて品質の安定した製品が出来るように、他の廃棄物や土砂が混入しないようにする。また、がれき類以外の廃棄物が排出される場合は、種類ごとの分別を明確に行い処理基準に沿って廃棄物の性状に応じた保管を行い、予め委託契約を交わした業者にマニフェスト票と共に廃棄物を引き渡し、その処理過程を確認して適正処理されたことを確認する。

解体工事においては、分別解体をさらに徹底して埋め立て処分を行わなければならない廃棄物の量を極限まで減らして、再生できる廃棄物については極力原形に近い状態で回収してリサイクルを容易に行える状態で委託業者に引き渡す。

特に解体廃材については、処理工場に赴き処理業者が行っている処理過程が適正であることを確認して適正に処理されていることを現認する。また、委託した廃棄物について不法投棄・不適正処理が生じた場合は、排出事業者としてその内容をいち早く確認し、原因者に適正処理を行うよう指導するとともに処理状況を監視して、適正に処理されたことを確認する。万一、原因者に処理能力がなくなっている場合は、責任を持って廃棄物を引取り改めて適正な処理を実施する。そうしたことが起こらないよう委託契約先は処理価格優先ではなく、信頼できる業者を選択して契約を行っております。

以下の観点も参考としていただいて構いません。（必要に応じ写真等を添付してください。）

- ・産業廃棄物処理責任者等
- ・産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開
- ・産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明（処理施設を有する場合）
- ・処理を委託する処理業者（施設）の現地確認計画
- ・従業員教育（研修）計画
- ・リサイクル促進に向けた取組（計画段階、実施段階での工夫など）
- ・処理委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底
- ・不適正処理を発見した場合の協力体制
- ・自社処理廃棄物の管理方法（自社処理を行っている場合）
- ・独自に取り組む事項

代替素材への転換（化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと）、環境認証制度等の取得（環境 ISO 14001、エコアクション 21 等）、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等。

#### 4 リサイクル製品使用率目標値

※リサイクル製品使用率＝リサイクル製品（材料）使用量／全体材料使用量（％）

| 製品（材料）種<br>別 | 当年度目標値         | 過年度実績値         |                |                |
|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|              | 令和 6 年度<br>目標値 | 令和 5 年度<br>実績値 | 令和 4 年度<br>実績値 | 令和 3 年度<br>実績値 |
| 再生砕石（C0）     | 99             | 99             | 99             | 99             |
| 再生砕石（AS）     | 99             | 99             | 99             | 85             |
| 再生合材骨材原料     | 100            | 100            | 100            | 100            |
|              |                |                |                |                |
|              |                |                |                |                |
| 全 体          | 99             | 99             | 99             | 97             |